

令和6年度水質検査計画



星ヶ峯第一配水池

水道水を安心して飲んでいただくために

鹿児島市水道局

水質検査計画とは

水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化や透明性を確保するために水質検査の項目や検査地点及び頻度等を示す計画のことです。

目 次

1 基本方針	2
2 水道事業概要	2
3 水源から給水栓までの水質状況及び水質管理上の留意事項	3
4 検査地点	5
5 水質検査項目及び検査頻度	5
6 臨時の水質検査	6
7 水質検査方法	6
8 水質検査の自己検査及び委託検査について	7
9 水質検査結果の評価及び公表	7
10 水質検査計画の公表及び見直し	7
11 水質検査の精度及び信頼性の確保	8
12 関係者との連携	8

1 基本方針

鹿児島市水道局では、安全で良質な水道水を供給するために、以下の方針で水質検査を行います。

- (1) 水質検査は、水道法関係法令（以下、「法令」という）に基づき配水系統を代表する給水栓（蛇口）で行います。そのほか、浄水場の入口及び出口並びに水源原水で行います。
- (2) 水質検査は、法令で義務付けられている毎日検査項目及び水質基準項目に加えて、水質管理上留意すべきとされている水質管理目標設定項目及び鹿児島市水道局が独自に行う項目を行います。
- (3) 給水栓の水質検査は、法令に基づく検査頻度で行います。また、水源原水や浄水のこれまでの検出状況などを考慮して行います。
- (4) 市内3箇所の浄水場に設置する水質試験室において、自己検査を行います。

2 水道事業概要

鹿児島市の水道は、92 箇所の水源を有しています。甲突川、稲荷川及び万之瀬川を水源として、河頭浄水場、滝之神浄水場及び平川浄水場で凝集・沈殿・ろ過等の浄水処理を行い、給水しています。また、湧水、地下水及び伏流水の水源は、緩速ろ過、急速ろ過（除鉄、除マンガン）、紫外線処理等の浄水処理を行い、給水しています。

令和4年度の鹿児島市の一日の平均給水量は、約 16.7 万 m^3 です（表-1）。

表-1 給水状況

令和4年度		
年度末給水人口	人	569,700
年度末普及率	%	96.9
年度末施設能力	m^3 /日	296,320
一日最大給水量	m^3 /日	188,949
一日平均給水量	m^3 /日	167,150

施設概要については別表-1(9~11 ページ) 参照



河頭浄水場 原水水質安全モニタ

3 水源から給水栓までの水質状況及び水質管理上の留意事項

(1) 水源から浄水施設まで

甲突川、稲荷川及び万之瀬川の3つの河川は、良好な水質が保たれている状況ですが、降雨等による濁度の上昇や交通事故等に起因する油類の流出による汚染などが発生する場合があります。浄水場では、分析機器による連続監視を行うことによりこれらの異常をいち早く検知し、取水停止や活性炭注入を行うなど適切な浄水処理に努めます。

また、湧水や地下水についても、降雨、地震等で濁る可能性のある水源には、監視機器を設置し、濁度上昇があった場合は取水停止を行うなど迅速に対応できる体制を整えています。

なお、水源の水質に影響を与える要因と留意すべき項目は、表-2及び表-3のとおりです。

表-2 水質に影響を与える要因と留意すべき項目(表流水)

水 源	甲 突 川	稲 荷 川	万 之 瀬 川
浄 水 場	河頭浄水場	滝之神浄水場	平川浄水場
要 因	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨等による濁水 ・農薬散布 ・生活排水 		<ul style="list-style-type: none"> ・突発事故等による油類流出 ・藻類の増殖
	<ul style="list-style-type: none"> ・藻類の光合成 	<ul style="list-style-type: none"> ・工場排水 	<ul style="list-style-type: none"> ・畜舎排水 ・ダムでの富栄養化
留意すべき水質項目	<ul style="list-style-type: none"> ・濁度 ・臭気・かび臭物質 ・農薬類 		<ul style="list-style-type: none"> ・pH値 ・アンモニア態窒素 ・生物・クリプトスポリジウム等

表-3 水質に影響を与える要因と留意すべき項目(湧水・伏流水・地下水)

水 源	湧 水	伏 流 水	地 下 水
要 因	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨(大雨) ・動物の糞便 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震 	<ul style="list-style-type: none"> ・地質 ・地震
留意すべき水質項目	<ul style="list-style-type: none"> ・濁度 ・クリプトスポリジウム等 		<ul style="list-style-type: none"> ・大腸菌 ・鉄・マンガン・ヒ素 ・窒素化合物 ・濁度

(2) 浄水施設から給水栓まで

鹿児島市水道局では「鹿児島市水道局水安全計画」に基づき水源から給水栓（蛇口）に至る水道システム全体で高度な水質管理を行っており、浄水場や水源地などの浄水施設から配水される水道水の水質検査の結果は、国が定めた水質基準を十分に満足し良好です。また、令和4年度からは鹿児島市水道ビジョンの改定に合わせて「鹿児島市おいしい水指標」を定め、国の基準よりも厳しい鹿児島市独自の水質目標を設定し、その目標達成に向け水質管理を行っております。

なお、浄水施設から給水栓までの水質管理上の留意点としては、以下の点が挙げられます。

(ア) 残留塩素

残留塩素については、法令で定められた給水栓での残留塩素濃度を保持したうえで、毎日検査などの結果をもとに、できるだけ消毒剤である塩素の注入量を少なくするように管理します。

(イ) かび臭物質

かび臭物質については、河川水でかび臭物質が検出されることがあるため、かび臭物質が検出された場合は活性炭を注入するなどの対策を行います。

(ウ) 有機物（TOC）・濁度

有機物（TOC）・濁度については、降雨等により河川水、湧水等で濃度が上昇することがあるため、注入する薬品量を増やす、取水停止を行うなどの対策を行います。

(エ) 総トリハロメタン

消毒副生成物である総トリハロメタンについては、水温の高い夏期に生成されやすいため、注入する浄水薬品の量や地点を変更するなどの対策を行います。

(オ) 塩素酸

塩素酸については、消毒剤の分解によって生成するため、消毒剤の品質を定期的に確認するとともに、給水栓水での検査頻度を高め監視を強化します。

(カ) 農薬類

農薬については、水稻栽培などによる農薬散布の影響で河川水において農薬類が検出されやすいため、活性炭を注入するなどの対策を行います。

4 検査地点

(1) 給水栓水

法令に基づき1日1回行う検査(毎日検査)は、各配水系統に1地点以上の検査地点を設け、市内100地点で検査を行います(別表-2(12ページ)及び図-1(15ページ)参照)。

また、水源地や浄水場の配水系統を考慮して公共施設や公園の蛇口等を検査地点とし、市内70地点で定期的に検査を行います(別表-3(13~14ページ)及び図-1(15ページ)参照)。



給水栓水の採水



河川の調査

(2) 浄水場の入口及び出口

浄水場での浄水処理が適切に行われていることを確認するために、取水口から配水池に至るまでの処理工程水について水質検査を行います。

(3) 水源原水

安全で良質な水道水を供給するためには、水源の水質が重要です。水源に影響を及ぼすおそれのある流域の状況を把握するために、甲突川、稲荷川及び万之瀬川の取水地点及びその河川上流域の水質検査を行います。

また、湧水、地下水等の水源についても検査を行います。

5 水質検査項目及び検査頻度

給水栓水において法令で毎日検査が義務付けられている色、濁り、消毒の残留効果について1日1回検査を行います(別表-4(16ページ)参照)。また、同じく法令で検査が義務付けられている水質基準項目(51項目)のほか、検査項目に位置づけることが望ましいとされている水質管理目標設定項目(24項目)及びお客様に供給されている水道水がより安全で良質なことを確認するために鹿児島市水道局が独自に行う水質項目(14項目)について定期的に検査を行います。

給水栓水の水質基準項目の水質検査は、法令でおおむね1ヶ月に1回以上検査を行わなければならないとされ検査が省略できない一般細菌、有機物、味、臭気及び濁度等9項目のほか、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩素酸について、月1回行います。残りの項目については、法令では水質的に良好な場合に3ヶ月に1回以上の検査頻度を緩和し、検査を省略することもできる項目がありますが、安全であることをさらに確認するため、検査頻度を減らさずに3ヶ月に1回以上検査を行います(別表-5(16ページ)参照)。

浄水場や水源地の原水については、水質の変化を監視するために鹿児島市水道局が独自に行う水質検査として別表-6(17ページ)、別表-7(18ページ)及び別表-8(18ページ)のと通りの検査項目と検査頻度とします。

6 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、臨時の水質検査を直ちに実施し、給水栓での安全が確認されるまで行います。

- ・水源の水質が著しく悪化したとき
- ・水源に異常があったとき
- ・水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ・浄水工程に異常があったとき
- ・水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ・その他特に必要があると認められるとき

7 水質検査方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた水道水の検査方法(「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等)によって行います。その他の鹿児島市水道局が独自で行う項目の検査は、上水試験方法(日本水道協会)等によって行います。



一般細菌試験



液体クロマトグラフ質量分析装置
(消毒副生成物等の分析)

8 水質検査の自己検査及び委託検査について

給水栓水の水質検査や維持管理に関する水質検査は、迅速に実施し、その結果を速やかに水道水の安全管理に反映させるため、水質基準項目、水質管理目標設定項目及び鹿児島市水道局が独自で行う項目の検査は、市内3箇所の浄水場に設置する水質試験室において自己検査を行います。また、毎日検査は委託検査で行います。

9 水質検査結果の評価及び公表

水質検査は、水質検査計画に基づいて実施し、毎月、検査結果を検査地点ごとに水質基準等と比較して評価を行います。

検査結果と評価については、速やかに水道局ホームページで公表します。年間の検査結果については、「水道水質年報」を発行し、鹿児島市の市政情報コーナーや水道局の情報コーナー、鹿児島市消費生活センターで閲覧できるようにします。また、水道局ホームページでも公表します。

10 水質検査計画の公表及び見直し

水質検査計画は、毎年度策定し、水道局ホームページで公表します。また、鹿児島市の市政情報コーナーや水道局の情報コーナー、鹿児島市消費生活センターでも閲覧できるようにします。

策定にあたっては、検査結果と評価を考慮し、必要があれば検査項目や検査頻度に反映させ、水質検査計画を見直します。また、年度開始前に計画案を水道局ホームページで公表し、広く意見をお聴きします。

1 1 水質検査の精度及び信頼性の確保

水質検査の分析精度及び信頼性を確保するために検査方法の標準作業手順書を作成し、妥当性評価を行っています。また、内部精度管理を年1回以上実施し、検査員の技術評価を行い、検査技術の向上に努めています。さらに、毎年厚生労働省が行う外部精度管理に参加し、信頼性の保証や水質検査の精度向上に努めています。

1 2 関係者との連携

水道水が原因で水質事故が発生した場合には、鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課と連携し、水質検査等を行います。

また、水源で水質汚染事故が発生した場合には、鹿児島市や鹿児島県の関係機関と連絡を密にし、情報交換を図りながら現地調査を行い、適切な浄水処理により安全で良質な水道水を供給します。

※この水質検査計画についての皆様のご意見をお寄せください。今後の水質検査計画作成の参考とさせていただきます。

お問い合わせ先 鹿児島市水道局 水道部 水運用課 水質係
鹿児島市犬迫町 1272-1(河頭浄水場内)
〒891-1205
TEL: (099)238-2555
FAX: (099)238-4488
Email: unyou-sui@city.kagoshima.lg.jp

別表-1
施設概要(1)

所在地 区分	名称	水源種別	施設能力 (m ³ /日)	浄水処理方式	所在地
吉野	七窪水源地	湧水	13,000	紫外線処理	下田町 207
	滝之神水源地	湧水	17,400	紫外線処理	坂元町 1377-2
	川上水源地	湧水	4,100	紫外線処理	川上町 329
	花棚水源地	湧水	1,800	塩素消毒のみ	川上町 1437-1
	花棚第二水源地	地下水	2,700		川上町 1412-1
中央	河頭浄水場 (石井手取水場) (小野取水場)	表流水	109,100	急速ろ過	犬迫町 1272-1 (伊敷町 4839-3) (小野二丁目 369-2)
	滝之神浄水場	表流水	39,700	急速ろ過	吉野町 1125-1
	仁王堂水源地	湧水	1,900	紫外線処理	清水町 7-8
	冷水水源地	湧水	1,800	塩素消毒のみ	冷水町 23
	福昌寺水源地	湧水	1,800	紫外線処理	池之上町 19
	日当平水源地	湧水	700	塩素消毒のみ	若葉町 1923-7
	新郡元水源地	地下水	2,500	塩素消毒のみ	南郡元町 7-1
	宇宿水源地	地下水	1,800	塩素消毒のみ	宇宿町 2431-3
	玉里水源地	地下水	1,600	塩素消毒のみ	玉里町 21
田上水源地	地下水	800	塩素消毒のみ	田上五丁目 23	
谷山	平川浄水場 (万之瀬取水場)	表流水	30,000	急速ろ過	平川町 5702-1 (南さつま市加世田川畑 12635-1)
	五ヶ別府水源地	湧水	3,800	紫外線処理	五ヶ別府町 132-2
	和田水源地	湧水	2,200	紫外線処理	和田二丁目 35
	慈眼寺水源地	湧水	6,200	紫外線処理	下福元町 2543-1
	谷合水源地	湧水	4,500		下福元町 1179
	清泉寺水源地	湧水	3,400	紫外線処理	下福元町 6899
	影原水源地	湧水	9,900		下福元町 7906
	影原第二水源地	地下水	3,000		下福元町 7906
	皇徳寺第一水源地	地下水	1,000	除鉄除マンガン処理 (皇徳寺第一水源地のみ) 紫外線処理後、 除鉄除マンガン処理	五ヶ別府町 1489-2
	皇徳寺第三水源地	地下水	1,000		山田町 3520-2
	皇徳寺第四水源地	地下水	500		山田町 1081-3
	皇徳寺第五水源地	地下水	700		山田町 2729-3
錫山水源地	地下水	250	塩素消毒のみ	下福元町 11866-2	
桜島	桜島口水源地	湧水	160	膜ろ過処理	垂水市海潟 2579-1
	小浜水源地	湧水	280		垂水市海潟 2550-5
	散花平水源地	湧水	500	紫外線処理	垂水市牛根麓 4381-1
	古河良水源地	湧水	210	塩素消毒のみ	桜島白浜町 559-3
	白浜水源地	地下水	600	塩素消毒のみ	桜島白浜町 1729-1
	二俣第一水源地	地下水	320	塩素消毒のみ	桜島二俣町 682
	二俣第二水源地	地下水	320		桜島二俣町 133-4
	藤野第一水源地	地下水	400	塩素消毒のみ	桜島藤野町 316-1
	藤野第三水源地	地下水	400		桜島藤野町 1114-2
	藤野第二水源地	地下水	460	除鉄除マンガン処理	桜島武町 824-6
武第一水源地	地下水	390	塩素消毒のみ	桜島武町 979-3	
吉田	福ヶ野水源地	湧水	30	塩素消毒のみ	始良市平松 1725
	芝原水源地	湧水	600	塩素消毒のみ	宮之浦町 1595

施設概要(2)

所在地区分	名称	水源種別	施設能力 (m ³ /日)	浄水処理方式	所在地
吉田	山神山水源地	湧水	210	塩素消毒のみ	宮之浦町 4271-2
	早田尻水源地	地下水	500	塩素消毒のみ	本城町 1600-1
	南ヶ丸水源地	地下水	650	塩素消毒のみ	本名町 1787-3
	狐迫水源地	地下水	300	塩素消毒のみ	宮之浦町 36-5
	倉谷水源地	地下水	420	塩素消毒のみ	宮之浦町 2669-3
	白坂下水源地	地下水	420	塩素消毒のみ	宮之浦町 2253-2
	牟礼岡第一水源地	地下水	750	塩素消毒のみ	宮之浦町 3430-3
	牟礼岡第二水源地	地下水	490		宮之浦町 3418-2
牟礼岡第三水源地	地下水	540	宮之浦町 3407-4		
郡山	常盤第一水源地	湧水	480	塩素消毒のみ	郡山町 3465-32
	常盤第二水源地	湧水	120	塩素消毒のみ	郡山町 3406 の一部
	油須木水源地	湧水	750	塩素消毒のみ	油須木町 1008-1 先
	郡山第三水源地	湧水	410	塩素消毒のみ	郡山町 3921-2
	郡山第二水源地	地下水	890		郡山町 2301-4
	西有里第一水源地	地下水	550	塩素消毒のみ	西俣町 2891
	西有里第二水源地	地下水	350	塩素消毒のみ	西俣町 2934-2
	東俣第二水源地	地下水	210	除鉄除マンガン処理	東俣町 879-2
松元	東昌第一水源地	地下水	180	除鉄除マンガン処理	直木町 2353-3
	東昌第二水源地	地下水	260		直木町 2360-18
	東昌第三水源地	地下水	200		直木町 3018-2
	東昌第四水源地	地下水	400	塩素消毒のみ	直木町 4337-2
	上谷口第一水源地第1地下水	地下水	420	除鉄除マンガン処理	上谷口町 4273
	上谷口第一水源地第2地下水	地下水	450		上谷口町 4273
	上谷口第二水源地第1地下水	地下水	300		上谷口町 2926-11
	上谷口第二水源地第2地下水	地下水	300		上谷口町 2926-11
	石谷第一水源地	地下水	160	除鉄除マンガン処理	石谷町 3476
	石谷第二水源地	地下水	190		石谷町 1475-4
	石谷第三水源地	地下水	370		石谷町 1429-1
	折尾第一水源地	地下水	200	除鉄除マンガン処理	春山町 1699-3
	折尾第二水源地	地下水	460		春山町 1721-7
	折尾第三水源地第1地下水	地下水	380		春山町 291-2
	折尾第三水源地第2地下水	地下水	380		春山町 291-2
	松元春山第一水源地	地下水	350	除鉄除マンガン処理	春山町 2744-2
	松元春山第三水源地第1地下水	地下水	450		春山町 2593-4
	松元春山第三水源地第2地下水	地下水	420		春山町 2593-4
松元春山第四水源地第1地下水	地下水	700	除鉄除マンガン処理	春山町 47-3	
松元春山第四水源地第2地下水	地下水	700		春山町 47-3	
喜入	宮坂第二水源地	伏流水	100	緩速ろ過	喜入町 9142-2
	生見水源地	湧水	750	急速ろ過	喜入生見町 4548
	前之浜第一水源地	湧水	520	急速ろ過	喜入前之浜町 10914-13
	中名第一水源地	地下水	1,100	緩速ろ過	喜入中名町 2392-3
	中名第二水源地	地下水	1,600	塩素消毒のみ	喜入中名町 845-2
	帖地第二水源地	地下水	700	塩素消毒のみ	喜入生見町 7337-3
	前之浜第二水源地	地下水	700	塩素消毒のみ	喜入前之浜町 10843-2

施設概要(3)

所在地 区分	名 称	水源種別	施設能力 (m ³ /日)	浄水処理方式	所 在 地
喜入	一 倉 第 二 水 源 地	地下水	120	塩素消毒のみ	喜入一倉町 5121-2
	小 田 代 第 二 水 源 地	地下水	150	塩素消毒のみ	喜入一倉町 5861-18
	宮 坂 第 三 水 源 地	地下水	1,110	除鉄除マンガン処理	喜入町 9098-4
	宮 坂 第 四 水 源 地	地下水	900	塩素消毒のみ	喜入町 7895-5
	瀬々串 第 二 水 源 地	地下水	500	塩素消毒のみ	喜入瀬々串町 3196-4
	瀬々串 第 四 水 源 地	地下水	500	除鉄除マンガン処理	喜入瀬々串町 4628-1
	星 和 台 水 源 地	地下水	440	塩素消毒のみ	喜入瀬々串町 1786-1

別表-2

毎日検査地点(色、濁り、消毒の効果)

No	検査地点	検査対象配水池	No	検査地点	検査対象配水池
1	小野一丁目	河頭	51	春山町	折尾第一
2	唐湊一丁目	河頭	52	春山町	松元春山1号
3	皆与志町	皆房	53	石谷町	松元春山4号
4	西伊敷六丁目	伊敷	54	錦江町	鳥越+石井手
5	川上町	緑ヶ丘高架	55	真砂本町	鳥越+石井手
6	西伊敷一丁目	千年高架	56	吉野町	大明ヶ丘
7	川田町	久木田	57	大明丘三丁目	吉野
8	小山田町	荒磯	58	吉野町	西菖蒲谷
9	小山田町	田中園	59	吉野町	乙女塚
10	田上台四丁目	紫原第三	60	吉野町	菖蒲谷
11	田上台一丁目	大峯第二	61	吉野町	東菖蒲谷
12	武一丁目	石井手	62	東佐多町	涼松
13	宇宿一丁目	石井手	63	皆与志町	栄
14	伊敷台二丁目	伊敷台第一	64	下田町	下田
15	明和一丁目	原良	65	長田町	冷水
16	明和五丁目	永吉	66	城山町	城山
17	武岡五丁目	小野	67	東坂元二丁目	辻ヶ丘
18	小野町	横井	68	玉里団地二丁目	玉里第一
19	小原町	魚見ヶ原	69	上竜尾町	上之原第二
20	清和一丁目	希望ヶ丘第二	70	清水町	鳥越
21	星ヶ峯一丁目	星ヶ峯第一	71	清水町	仁王堂
22	星ヶ峯五丁目	星ヶ峯第三	72	本名町	早馬岡
23	桜ヶ丘六丁目	桜ヶ丘	73	本城町	千人仏
24	桜ヶ丘八丁目	亀ヶ原高架	74	始良市平松	福ヶ野
25	宇宿九丁目	桜ヶ丘第二	75	本名町	吉水
26	田上六丁目	武岡第二	76	宮之浦町	平野
27	紫原三丁目	紫原第二	77	宮之浦町	白坂下
28	下伊敷三丁目	若葉台	78	牟礼岡二丁目	牟礼岡第二
29	城山一丁目	城山第二	79	清和三丁目	平川低区
30	城山町	夏蔭	80	坂之上二丁目	平川低区+影原
31	中山町	五ヶ別府	81	谷山中央二丁目	平川低区+石井手
32	五ヶ別府町	陣ヶ岡	82	平川町	平川高区
33	五ヶ別府町	笠木	83	平川町	野屋敷
34	皇徳寺台一丁目	皇徳寺第四	84	光山二丁目	野頭
35	皇徳寺台四丁目	皇徳寺第二	85	下福元町	錫山
36	郡山岳町	梨木野第一	86	上福元町	坂之上第二
37	郡山町	大浦第一	87	坂之上八丁目	坂之上
38	有屋田町	西有里第一	88	下福元町	笠松
39	郡山町	西有里第二	89	西谷山二丁目	本城
40	油須木町	郡山	90	喜入中名町	中名第二
41	東俣町	東俣	91	喜入中名町	樋高
42	油須木町	花尾第二	92	喜入瀬々串町	瀬々串第二
43	桜島赤水町	湯之	93	喜入瀬々串町	瀬々串第一
44	高免町	宇土	94	喜入瀬々串町	星和台
45	桜島藤野町	二俣	95	喜入一倉町	小田代
46	桜島藤野町	藤野	96	喜入町	宮坂
47	桜島横山町	武+藤野	97	喜入町	一倉第三
48	直木町	東昌	98	喜入生見町	生見
49	上谷口町	上谷口第一	99	喜入生見町	帖地
50	石谷町	石谷第二	100	喜入前之浜町	前之浜

別表－3

給水栓水定期検査地点(水質基準項目等)(1)

No 検査地点	主な検査対象浄水場及び水源地名
1 唐湊一丁目	河頭浄水場
2 花野光ヶ丘二丁目	河頭浄水場
3 川田町	河頭浄水場
4 小山田町	河頭浄水場
5 明和一丁目	河頭浄水場
6 西別府町	河頭浄水場
7 紫原六丁目	河頭浄水場
8 桜ヶ丘五丁目	五ヶ別府水源地・河頭・平川浄水場
9 星ヶ峯五丁目	河頭・平川浄水場
10 皇徳寺台一丁目	河頭・平川浄水場
11 小川町	滝之神浄水場・滝之神水源地
12 錦江町	河頭・滝之神浄水場・滝之神水源地
13 平川町	平川浄水場
14 坂之上一丁目	平川浄水場・影原・清泉寺水源地
15 皆与志町	花棚・花棚第二水源地
16 川上町	川上水源地
17 吉野町	滝之神水源地・滝之神浄水場
18 吉野四丁目	川上・滝之神水源地・滝之神浄水場
19 東坂元一丁目	七窪水源地
20 西坂元町	七窪・福昌寺水源地
21 清水町	仁王堂水源地
22 城山二丁目	冷水水源地
23 若葉町	日当平水源地
24 長田町	玉里水源地
25 宇宿九丁目	宇宿水源地・河頭浄水場
26 田上五丁目	田上水源地・河頭浄水場
27 田上二丁目	新郡元水源地・河頭浄水場
28 五ヶ別府町	五ヶ別府水源地
29 皇徳寺台五丁目	皇徳寺第一・第三・第四・第五水源地・河頭・平川浄水場
30 西谷山二丁目	慈眼寺・谷合水源地
31 下福元町	錫山水源地
32 光山二丁目	影原・清泉寺水源地
33 上福元町	和田・影原・清泉寺水源地
34 下福元町	慈眼寺・谷合・影原・清泉寺水源地
35 桜島赤水町	散花平・小浜・桜島口水源地
36 高免町	白浜・古河良・二俣第一・第二水源地
37 桜島藤野町	二俣第一・第二水源地
38 桜島藤野町	藤野第一・第二・第三水源地
39 桜島横山町	武第一・藤野第一・第二・第三水源地
40 西佐多町	花棚・花棚第二・滝之神水源地・滝之神浄水場

給水栓水定期検査地点(水質基準項目等)(2)

No 検査地点	主な検査対象浄水場及び水源地名
41 本名町	南ヶ丸水源地
42 本城町	早田尻水源地
43 始良市平松	福ヶ野水源地
44 本名町	狐迫・芝原・倉谷水源地
45 宮之浦町	山神山水源地
46 宮之浦町	白坂下水源地
47 牟礼岡二丁目	牟礼岡第一・第二・第三水源地
48 郡山岳町	常盤第二水源地
49 郡山町	常盤第一水源地
50 西俣町	西有里第二水源地
51 郡山町	西有里第一水源地
52 郡山町	郡山第二・第三水源地
53 東俣町	東俣第二水源地
54 花尾町	油須木水源地
55 直木町	東昌第一・第二・第三・第四水源地
56 上谷口町	上谷口第一・第二・松元春山第一・第三・第四・皇徳寺第一・第三～第五水源地・河頭・平川浄水場
57 石谷町	石谷第一・第二・第三水源地
58 松陽台町	折尾第一・第二・第三水源地
59 春山町	松元春山第一・第三・第四・皇徳寺第一・第三～第五水源地・河頭・平川浄水場
60 石谷町	松元春山第一・第三・皇徳寺第一・第三～第五水源地・河頭・平川浄水場
61 喜入瀬々串町	瀬々串第二水源地
62 喜入瀬々串町	瀬々串第四水源地
63 喜入瀬々串町	星和台水源地
64 喜入中名町	中名第一・第二水源地
65 喜入町	一倉第二・小田代第二水源地
66 喜入一倉町	小田代第二水源地
67 喜入町	宮坂第二・第三・第四水源地
68 喜入生見町	生見水源地
69 喜入生見町	帖地第二水源地
70 喜入前之浜町	前之浜第一・第二水源地

別表-4 1日1回行う水質検査

項目 No	1日1回行う検査項目	評価	検査頻度 (回/年)
			給水栓水
1	色	異常でないこと	365
2	濁り	異常でないこと	365
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上	365

別表-5 給水栓水の水質検査(水質基準項目)

項目 No	水質基準項目	単位	基準値	検査頻度(回/年)			備考
				浄水場系 給水栓水	水源地系 給水栓水	法に基づく 検査頻度	
1	一般細菌	個/mL	100	12	12	1回/月	
2	大腸菌	MPN/100mL	検出されないこと	12	12		
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003	4	4	1回/3ヶ月	
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.0005	4	4		
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.01	4	4		
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.01	4	4		
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01	4	4		
8	六価クロム化合物	mg/L	0.02	4	4		
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.04	4	4		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01	4	4		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10	12	12		
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.8	4	4		
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	1.0	4	4		
14	四塩化炭素	mg/L	0.002	4	4		
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05	4	4		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04	4	4		
17	ジクロロメタン	mg/L	0.02	4	4		
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01	4	4		
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.01	4	4		
20	ベンゼン	mg/L	0.01	4	4		
21	塩素酸	mg/L	0.6	12	12		
22	クロロ酢酸	mg/L	0.02	12	4		
23	クロロホルム	mg/L	0.06	12	4		
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.03	12	4		
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.1	12	4		
26	臭素酸	mg/L	0.01	12	4		
27	総トリハロメタン	mg/L	0.1	12	4		
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.03	12	4		
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.03	12	4		
30	ブromホルム	mg/L	0.09	12	4		
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.08	12	4		
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	1.0	12	4		
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2	12	4	浄水場系では性状確認等のため1回/月	
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.3	12	4		
35	銅及びその化合物	mg/L	1.0	4	4		
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	200	4	4		
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.05	12	4	浄水場系では性状確認等のため1回/月	
38	塩化物イオン	mg/L	200	12	12	1回/月	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	300	4	4		
40	蒸発残留物	mg/L	500	4	4	1回/3ヶ月	
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2	4	4		
42	ジェオスミン	mg/L	0.0001	12	4	発生時期 に月1回	浄水場系ではこれらの物質を産生する藻類 の発生の恐れがあるため1回/月
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.0001	12	4		
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.02	4	4	1回/3ヶ月	
45	フェノール類	mg/L	0.005	4	4		
46	有機物全有機炭素(TOC)の量	mg/L	3	12	12	1回/月	
47	pH値		5.8~8.6	12	12		
48	味		異常でないこと	12	12		
49	臭気		異常でないこと	12	12		
50	色度	度	5	12	12		
51	濁度	度	2	12	12		

別表一六 独自に行う給水栓水以外の水質検査(水質基準項目)

項目 No	水質基準項目	単位	基準値	検査頻度(回/年)			備考
				浄水	原水		
				浄水場 配水池	浄水場 取水口	水源地	
1	一般細菌	個/mL	100	12	12	4	
2	大腸菌	MPN/100mL	検出されないこと	12	12	12*1	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003	4	4	1	
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.0005	4	4	1	
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.01	4	4	1	
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.01	4	4	1	
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01	4	4	1	
8	六価クロム化合物	mg/L	0.02	4	4	1	
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.04	4	12	1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01	4	4	1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10	12	12	4	浄水場系では性状確認等のため1回/月
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.8	4	4	1	
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	1.0	4	1	1	
14	四塩化炭素	mg/L	0.002	4	1	1	
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05	4	1	1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04	4	1	1	
17	ジクロロメタン	mg/L	0.02	4	1	1	
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01	4	1	1	
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.01	4	1	1	
20	ベンゼン	mg/L	0.01	4	1	1	
21	塩素酸	mg/L	0.6	12			
22	クロロ酢酸	mg/L	0.02	12			
23	クロロホルム	mg/L	0.06	12			
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.03	12			
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.1	12			
26	臭素酸	mg/L	0.01	12			
27	総トリハロメタン	mg/L	0.1	12			
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.03	12			
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.03	12			
30	ブromホルム	mg/L	0.09	12			
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.08	12			
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	1.0	12	12	1	浄水場系では性状確認等のため1回/月
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2	48	12	1	浄水場系では性状確認等のため4回/月
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.3	12	12	1	浄水場系では性状確認等のため1回/月
35	銅及びその化合物	mg/L	1.0	1	1	1	
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	200	1	1	1	
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.05	12	12	1	浄水場系では性状確認等のため1回/月
38	塩化物イオン	mg/L	200	12	12	4	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	300	4	4	4	
40	蒸発残留物	mg/L	500	4	1	4	
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2	48	48	1	浄水場系では性状確認等のため4回/月
42	ジェオスミン	mg/L	0.00001	12	12	1	浄水場系ではこれらの物質を産生する藻類の発生の恐れがあるため1回/月
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00001	12	12	1	浄水場系では性状確認等のため4回/月
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.02	48	48	1	浄水場系では性状確認等のため4回/月
45	フェノール類	mg/L	0.005	4	1	1	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	3	48	48	4	
47	pH値		5.8~8.6	48	48	4	
48	味		異常でないこと	48			浄水場系では、適切な処理を行うために4回/月
49	臭気		異常でないこと	48	48	4	
50	色度	度	5	48	48	4	
51	濁度	度	2	48	48	4	

*1 クリプトスピリジウム等対策施設を整備した水源地については、4回/年実施します。

別表一 水質管理目標設定項目

項目 No	水質管理目標設定項目	単位	目標値	検査頻度(回/年)					備考
				浄水			原水		
				浄水場系 給水栓水	水源地系 給水栓水	浄水場 配水池	浄水場 取水口	水源地	
1	アンチモン及びその化合物	mg/L	0.02	1	1		1	1	金属類
2	ウラン及びその化合物	mg/L	0.002(暫定)	1	1		1	1	
3	ニッケル及びその化合物	mg/L	0.02	1	1		1	1	
5	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004	1	1		1	1	有機物
8	トルエン	mg/L	0.4	1	1		1	1	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	mg/L	0.08	1	1		1	1	消毒剤、消毒副生成物
10	亜塩素酸 *1	mg/L	0.6						
12	二酸化塩素 *1	mg/L	0.6						
13	ジクロロアセトニトリル	mg/L	0.01(暫定)	12	1	12			
14	抱水クロラール	mg/L	0.02(暫定)	12	1	12			農薬類
15	農薬類 *2		1 *3	4	1	12*4	12*4	1*4	
16	残留塩素	mg/L	1	12	12	48			消毒の効果
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	10~100	4	4	4	4	4	無機物
18	マンガン及びその化合物	mg/L	0.01	12	4	12	12	1	金属類
19	遊離炭酸	mg/L	20	4	4	12	48	4	無機物
20	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.3	1	1		1	1	有機物
21	メチルセブチルエーテル	mg/L	0.02	1	1		1	1	
22	有機物等(KMnO ₄ 消費量)*5	mg/L	3						有機物等
23	臭気強度(TON)		3	12	12	48			
24	蒸発残留物	mg/L	30~200	4	4	4	1	4	無機物
25	濁度	度	1	12	12	48	48	4	濁度、腐食性等
26	pH値		7.5	12	12	48	48	4	
27	腐食性ランゲリア指数		-1~0	4	4			4	
28	従属栄養細菌	個/mL	2,000(暫定)	4	4				細菌等
29	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1	1	1		1	1	有機物
30	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.1	12	4	48	12	1	無機物
31	PFOS 及び PFOA *6	mg/L	0.00005(暫定)	1	1		1	1	有機物

- *1 消毒剤として二酸化塩素を使用している場合に検査すべき項目であるが、本市では消毒剤に二酸化塩素を使用していないため検査を省略します。
 - *2 農薬の散布状況を調査し項目の決定を行います。
 - *3 各測定農薬成分の検出値と目標値の比の和を農薬類とします。
 - *4 表流水の水源地とその配水池について、農薬散布時期(6月~10月)に、毎週、実施します。
 - *5 有機物等(KMnO₄消費量)は、有機物(全有機炭素(TOC)の量)で代替できることから検査を省略します。
 - *6 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)の略
- 項目 No4 ,No6 , No7 ,No11 については、水質法改正等により欠番。

別表一 8 その他独自に行う水質検査

項目 No	その他独自に行う検査項目	検査頻度(回/年)				
		浄水			原水	
		浄水場系 給水栓水	水源地系 給水栓水	浄水場 配水池	浄水場 取水口	水源地
1	水温	12	12	48	48	4
2	総アルカリ度	4	4	12	48	4
3	総酸度	4	4	12	48	4
4	侵食性遊離炭酸	4	4	12	48	4
5	電気伝導率	12	12	48	48	4
6	カルシウム硬度	4	4			4
7	アンモニア態窒素				48	4
8	全リン				12	
9	生物化学的酸素要求量(BOD)				48	
10	溶性ケイ酸	1	1	1	12	1
11	紫外線吸光度(E260)	12	12	48	48	4
12	硫酸イオン				12	
13	嫌気性芽胞菌(クリプトスポリジウムの指標菌)				4	12*1
14	クリプトスポリジウム及びジアルジア			12	12	*2

- *1 クリプトスポリジウム等対策施設を整備した水源地について、4回/年実施します。
- *2 水源地原水のクリプトスポリジウム等の検査は、過去にクリプトスポリジウムの指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)を検出した水源地について12回/年実施します。
なお、浄水処理方式が緩速ろ過・急速ろ過である水源地については、浄水の検査を12回/年、原水の検査を4回/年、紫外線処理、膜ろ過処理である水源地については、原水の検査を4回/年実施します。